

いじめ防止等 のための基本的方針

令和3年4月

長野県明科高等学校

目 次

一	いじめ防止等の対策のための基本的な方針	
I	<u>はじめに ～学校のいじめ防止等の対策の目指すもの～</u>	・・・ P1
II	<u>学校のいじめ防止等に関する基本的な考え方</u>	・・・ P1
I	いじめの未然防止	
II	いじめの早期発見	
III	いじめへの対処	
IV	学校と家庭や地域、関係機関の連携	
III	<u>いじめ問題の理解</u>	・・・ P2
0	いじめ問題に関する基本的認識	
I	いじめを捉える視点（いじめの定義）	
II	いじめの態様	
III	いじめの認知	
IV	いじめの背景と生徒の気持ち	
二	いじめの防止等のための取組	
I	<u>学校の「いじめ防止対策委員会」の位置づけ</u>	・・・ P4
I	構成員	
II	役割	
II	<u>いじめ防止等の取組</u>	・・・ P5
I	いじめの未然防止・早期発見の取組	
1	いじめの未然防止の取組	
1	いじめの起きにくい学校、学級づくり	
2	「いじめは絶対に許さない」姿勢の周知	
3	生徒の主体的活動の活用	
4	職員の資質の向上	
2	いじめの早期発見の取組	
1	日常活動を通じた早期発見（アンケート調査等の活用）	
2	相談体制の充実	
3	学校の取組に対する評価	
II	いじめが起きたときの対応	・・・ P7
1	いじめ問題に対する対応（全体図）	
2	支援・指導のポイント	
III	ネット上のいじめへの対応	・・・ P8
IV	関係機関と連携した取組	・・・ P8
V	重大事態発生時の対応	・・・ P8
0	重大事態とは	
1	報告	
2	初期対応	
3	事実関係を明確にするための調査	
4	調査の実施	
5	自殺の背景調査における留意事項	
6	調査結果の提供及び報告	
7	その他の留意事項	
VI	いじめ防止等の取組の年間計画	・・・ P10
1	県関係機関、医療機関等への対応	
2	マスコミ等への対応	
3	事実関係を明確にするための調査	

一 いじめ防止等の対策のための基本的な方針

I はじめに ～学校のいじめ防止等の対策の目指すもの～

本校は、基本的生活習慣や規範意識をしっかりと身に付けさせていく日常的な指導をベースとしながら、いじめ問題等についても生徒指導の基礎・基本から指導していくものとする。そして、いじめが発生しにくい学校作りといじめを許さない生徒、生徒集団を育成（加害者のみならずそれに加担する観衆や傍観者を作らない）し、いじめが発生しにくい土壌づくりを日頃から心がけて行くことが必要不可欠である。

1 いじめをなくすために

- (1) 日頃から、個に応じたわかりやすい授業を実践すること
- (2) 深い生徒理解に立った生徒指導の充実を図ること
- (3) 生徒が楽しく学びながら生き生きとした学校生活を送れるようにすること

2 いじめの早期発見と対応

- (1) 対応の充実を図ること
- (2) 関係機関との連携を密にすること
- (3) 問題を抱える生徒の個に応じた指導・支援を積極的に進めること

II 学校のいじめ防止等に関する基本的な考え方

いじめを発生させない環境づくり（(1)未然防止の指導）といじめを見逃さない（(2)早期発見）システムや発生時の迅速かつ適切な対処・処置（(3)いじめへの対処（4）各連携）が施せるよう指導態勢を確立しておくことが大切である。

そのために、文部科学省が示しているいじめの定義及び「学校におけるいじめ問題に関する基本的認識と取り組みのポイント」、県知事、教育委員長の“いじめを見逃さない長野県”を目指すという共同メッセージ（平成 24 年 8 月 9 日）の趣旨に従い、いじめ問題に関する対応マニュアルを平成 25 年度末に作成した。

今後は、本方針及びマニュアルに従って、いじめ問題に対応していくものとする。

I) いじめの未然防止

1 予防のために目指すもの（付けさせたい力）

- (1) 安心、安全
 - ①生徒理解による孤立・孤独感の解消 ②集団内の居場所づくり
 - ③教師と生徒の相互間のコミュニケーションの確保 ④生命の尊重
 - ⑤校則や規範、進級条件、授業規準等のルール の明示
- (2) やる気の向上
 - ①あらゆる場面における生徒への適正評価 ②達成感の成就 ③授業の改善
 - ④認め褒める ⑤公正・公平
- (3) 人間力の構築
 - ①状況判断能力の育成 ②コミュニケーション能力の向上 ③問題解決能力の育成
 - ④友情 ⑤正義感 ⑥思いやり
- (4) 信頼関係の構築⇒受容、共感的態度⇒生徒の良さが発揮⇒相互理解
 - ①生徒との信頼関係の早期構築（声かけ） ②保護者との信頼関係の早期構築

2 教師の教育的態勢の確立

- (1) 教師としての人権感覚、基本的資質、専門性等の向上に努める
- (2) 生徒との接し方（1 人の人間として、大切に）に配慮する

- (3) 校内研修等による効果的な方法や工夫を教師間で研鑽する
- (4) 分掌上の役割における臨機応変な対応と連携による効果的な指導を実現する

Ⅱ) いじめの早期発見・・・マニュアルP 7

教師が豊かな感性を持ち、生徒との信頼関係を築くとともに、以下の方法等により早期発見（事実を隠すことなく）を目指し、迅速かつ組織的な対応をする。

- (1) 学校
 - ①生徒からのサイン及び訴え ②教職員間の情報交換 ③各種手段により収集した情報
- (2) 家庭環境
 - ①保護者 ②地域社会

Ⅲ) いじめへの対処（いじめ対応についての留意点）・・・マニュアルP 9

- (1) いじめ発生とその経過について教職員全体で情報を共有するとともに、いじめた側といじめられた側の双方の生徒に対して配慮する
- (2) 保護者との連携を深め、保護者の気持ちを受けとめながら指導する
- (3) いじめ問題が解決した後も継続的に観察し必要な指導を行う
- (4) グループ内での人間関係の変化に応じ、グループへの指導やクラス経営の在り方を見直すとともに工夫や改善を行う
- (5) 家庭（PTA）や地域社会（学校評議員等）との連携を積極的に図る

Ⅳ) 学校と家庭や地域、関係機関の連携・・・マニュアルP 7

- 1 小・中・高の各校種間の連携
- 2 保護者・PTA・地域社会等との連携
- 3 警察との連携

Ⅲ いじめ問題の理解

0) いじめ問題に関する基本的認識・・・マニュアルP 1

いじめは、「どの生徒にも、どの学校においても起こり得る」ものであることを十分認識するとともに、下記の点を踏まえた適切な対応をする。

- 1 弱いものをいじめることは人間として絶対許されない
- 2 いじめられている生徒の立場に立った親身な指導が必要である
- 3 いじめは家庭教育の在り方が大きく関与する問題である
- 4 いじめ問題は教師の生徒観や指導の在り方が問われる問題である
- 5 全ての関係者（家庭、学校、地域社会など）がそれぞれの役割を果たし、一体となって真剣に取り組むことが必要である
- 6 いじめ問題の対応の基本（（さ）（し）（す）（せ）（そ））

最悪の事態を想定し、慎重に、素早く、誠意をもって、組織的に対応する。

I) いじめを捉える視点（いじめの定義）・・・マニュアルP 2

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた生徒の立場に立って行うものとする。

「いじめ」とは、「当該生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。 【新定義】（平成 18 年度間の調査より）

- (注1) 「いじめられた児童生徒の立場に立つて」とは、いじめられたとする児童生徒の気持ちを重視することである。
- (注2) 「一定の人間関係のある者」とは、学校の内外を問わず、例えば、同じ学校・学級や部活動の者、当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人間関係のある者を指す。
- (注3) 「攻撃」とは、「仲間はずれ」や「集団による無視」など直接的にかかわるものではないが、心理的な圧迫などで相手に苦痛を与えるものも含む。
- (注4) 「物理的な攻撃」とは、身体的な攻撃のほか、金品をたかられたり、隠されたりすることなどを意味する。
- (注5) けんか等を除く。

Ⅱ) いじめの態様

1 いじめを認知するまでの流れ・・・マニュアルP2

- (1) いじめの可能性の有無を広範囲で把握する
- (2) 組織としての調査・確認・判断（判別）する
- (3) 学校としての認知の流れ

①生徒指導主事 ⇒ ②教頭 ⇒ ③校長 ⇒ ④職員会

2 いじめの進行（深度レベルとその一例）・・・マニュアルP3

いじめが与える苦痛は心理的苦痛、物理的苦痛、暴力的苦痛、その他があり、これらが複合的に作用する場合もある。その度合いを総合的に判断し、下記のレベルに分類した。

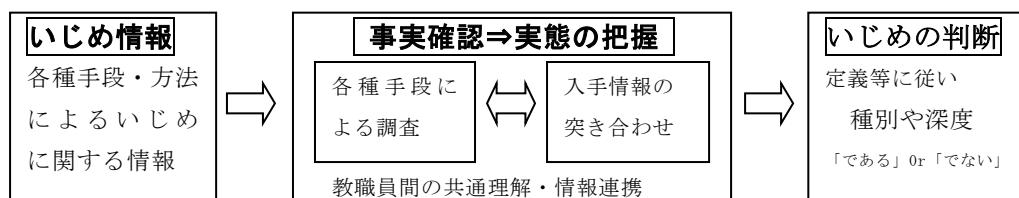
- (1) レベル1（初期・・・1対1の比較的軽度な言葉によるもの）：①遊び ②いたずら 他
- (2) レベル2（前期・・・数名の軽度な言葉によるもの）：①からかい ②いじわる 他
- (3) レベル3（中期・・・レベル2の継続から実害や精神的苦痛を伴うもの）：①蹴る ②叩く 他
- (4) レベル4（後期・・・長期間、集団によるもので重度の実害があるもの）：①心理的ないじめ ②物理的ないじめ
- (5) レベル5（末期・・・深刻な実害があるものから）：①万引きの強要 ②怪我を伴う暴力 他

3 いじめの分類とその具体例・・・マニュアルP3

- (1) 暴力：①殴る ②蹴る ③たたく ④小突く つねる ⑥頭髪を引っ張る 等
- (2) 言葉による暴力：①言葉による脅かし ②冷やかす ③言葉による嫌がらせ（あだ名） 等
- (3) 集団的な圧力：①集団無視 ②仲間はずれ 等
- (4) たかり：①物品や金銭の要求 ②おごりの強要 ③家庭等からの金銭持ち出し命令 等
- (5) 嫌がらせ：①いやがることを無理にする ②壊す、隠す ③所有物等へのいたずら 等
- (6) 言葉での脅かし：①口止め ②脅迫 等
- (7) パシリ（その他）：①用足し（荷物運搬の強要） ②着替え食事等の邪魔 等

Ⅲ) いじめの認知

1 いじめの認知（B）（判断）⇒レベルの認定・・・マニュアルP8



注意：いじめの判断結果、犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案に関しては、警察への相談・通報を積極的に行い、以下のことを踏まえ早期に適切な対応をすること

- (1) 情報等の相互交換を積極的に行うこと
- (2) 学校と警察の役割を明確にして対処すること

- (3) 被害生徒の安全確保を最優先に取り組むこと
- (4) 加害生徒及び保護者等への指導は、協議の上行うこと

Ⅳ) いじめの背景と生徒の気持ち

1 いじめの背景といじめる生徒の気持ち・・・マニュアルP 3

(1) いじめの原因と動機（警視庁の統計より）

- ①はらいせ ②面白半分、からかい ③違和感 ④その他

(2) いじめの要因

次の要因が複雑に作用し絡み合い発生すると考えられる

- ①生徒の心理的要因
- ②学校における要因・・・多様な能力・適性などに十分に対応できない学校の在り方の問題
- ③家庭における要因・・・幼少時からのしつけの問題
- ④地域社会における要因・・・生活体験の不足や物質的な豊かさの中での他人への思いやりや人間相互の連帯感の希薄化などの問題
- ⑤社会全体の要因・・・社会状況や青年を取り巻く環境の悪化の問題

2 いじめの構造・・・マニュアルP 2

(1) 下記のA～Dによる4重構造

A⇔被害者・・・いじめられている生徒

B⇔加害者・・・いじめている生徒

C⇔観 衆・・・いじめをはやし立て、面白がったりしている生徒（いじめを助長させる存在）

D⇔傍観者・・・見て見ぬふりをしている生徒（いじめを成立させる存在）

(2) 三者加害者論（唐津市教育委員会 「いじめ対応マニュアル」より）

加害者とは、B、C、Dすべてである。

二 いじめの防止等のための取組

I 学校の「いじめ防止対策委員会」の位置づけ

I) 構成員（8名）

教頭、生徒指導(1)、各学年主任(3)、養護教諭、教育相談(1)、人権教育(1)

II) 役割

いじめ防止対策委員会は、下記の3点の事項を原則業務とする。

1 いじめ防止等の取組の計画立案とその評価

- (1) 学校の「いじめ防止等のための基本的な方針」と「いじめ問題に関する対応マニュアル」を全職員へ配付し、組織とその役割及び学校の基本的な対応等を確認する。（年度当初）
- (2) 実情に合わせたいじめ対応の年度計画案を提案する。（4月初旬）
- (3) 対応記録の管理とその評価を行い、その結果を全職員へフィードバックする。
- (4) アンケート調査等の実施（下記以外に、必要に応じて別途取組（対応）を検討）
 - ①年度当初 ②1学期終了後（夏休み前～懇談時） ③2学期終了後（懇談時～冬休み）

2 家庭や地域への情報発信

- (1) 学校の基本方針を示す。（年度当初） (2) 取組状況や成果を示す。（逐次）

3 いじめの早期発見、早期対応

- (1) 個別相談や相談窓口寄せられた情報を集約し、必要に応じて下記（2）の対応を行う。
- (2) いじめ防止対策委員会は、管理職及び該当職員集団（対応図 B）」と連携しながらいじめを認知し、生徒指導係、関係職員（対応図 C））へその実際の対応業務を引き継ぐ。そして、いじめ対応が的確かつ円滑に進められるよう監督し、必要に応じた助言、支援等を行う。また、関係諸機関との連絡、調整を行うものとする。

4 教職員の意識啓発

- (1) いじめ防止等の基本方針等を、上記1 (1) のとおり徹底する。
- (2) いじめ問題等に関する校内研修会を実施する。(各学期1回程度を目標)
- (3) マニュアル添付の資料(P22～25)によるセルフチェックの実施(上記(2)の時)

II いじめ防止等の取組

日常的な活動とともに、年間計画の中でいつ・どのように行うのか明確に位置づけておくことが必要である。そこで上記《(I II)1…P 4》のとおり作成し周知徹底させておく。

I) いじめの未然防止・早期発見の取組

1 いじめの未然防止の取組・・・マニュアルP 6

1) いじめの起きにくい学校、学級づくり

～ いじめを許さない(起こさせない)学校づくり⇒意図的、計画的に実践 ～

- (1) 学校・学年・クラスの体制づくり⇒在り方を定期点検
⇒年度当初、1、2学期終了時にアンケート調査を実施
(いじめマニュアル添付の資料を使用)
 - ①学校全体での指導計画の作成⇒生徒指導係(学年会)中心
 - ②全校集会・学年合同HR
⇒達成感、感動、人間関係の深化を目指す行事の企画
 - ③学級(HR)活動
 - ア クラス運営における一人一役
 - イ いじめを題材とした話し合い
 - ウ いじめに繋がる諸問題を話し合いにより解決
 - エ 社会性を育成するプログラムの利用
 - オ 人間関係やいじめの問題発生時における対処法のトレーニング(演習)
 - ④情報の収集と交換
 - ア 定期的なアンケートの実施
 - イ 校内外の巡視
- (2) 教育活動を通じた未然防止への取組
 - ①授業中の生徒指導の充実(授業実践⇒「楽しい授業」「分かる授業」等⇒学びの保障)
 - ②道徳(人権教育)の時間を通じた未然防止への取組
 - ア 人権意識の高揚
 - イ 道徳的実践力の育成
 - ウ 人間性の向上
 - ③行事(特別活動)をととした未然防止への取組
 - ア 生徒会活動⇒自らの手で学校を良くしていく実践
 - イ クラス活動⇒いじめ問題を解決していける集団へ成長させる
 - ウ 学校行事⇒人間関係の深化⇒主体的参加力、協調性、団結力等の育成
 - エ 部活動⇒先輩後輩の人間関係の在り方を体得
- (3) 支援教育・相談体制づくり
 - ①相談体制(カウンセリング)の確立
 - ②情報交換(連携)⇒指導の参考・アドバイス
 - ③各種関係機関との連携(県教委、センター、警察、児相、医療機関等)

～ いじめの発生しにくい学校・学年・学級の状態(例)～・・・マニュアルP 7

(1) 生徒の状態

- ①お互いに認め合い励まし合う雰囲気がある
- ②規範意識をもち規律が遵守されている
- ③清掃、整理整頓がしっかりとされている
- ④部活動、生徒会活動、係活動等の活動を積極的に行っている

(2) 職員の在り方⇒何もない(平常)時の指導が大切

- ①生徒指導方針に対する全職員の共通認識と組織的な諸実践

- ②生徒に対する受容の姿勢
- ③生徒一人一人と接する（傾聴と声がけ等の関わり合い）機会を重視
- ④職員の日頃の言動が与える影響の大きさの認識

2) 「いじめは絶対に許さない」姿勢の周知

- (1) 年度当初に学校要覧や学校便り等で「いじめは絶対に許さない」学校の姿勢や、いじめ防止等に関する学校の考え、取組等を保護者や地域に発信するとともに、全校集会やPTAの会合等を活用して周知を図る。
- (2) 人権教育強化月間などを年間計画に位置づけ、公開授業や学年PTAを開催し、保護者とともに、いじめ問題への取組を考え合う機会をもつ。
- (3) 生徒や保護者向けに情報モラル研修会等を行う。

3) 生徒の主体的活動の活用→例えば生徒会活動

- (1) 生徒による自他の人権を守り、大切にしようとする活動や、自尊感情を高め、コミュニケーション能力をはじめとする人間関係形成能力を育てる活動への支援を行う。
- (2) 主体的に参加し、よりよい学校生活にするために、生徒自身が発案し、協力して成し遂げる喜びを体得できるよう支援する。
- (3) 生徒が、自分たちの問題として、いじめの未然防止や問題解決に取り組めるように、自発的・自治的活動を促す。

4) 職員の資質の向上・・・マニュアルP7

～ 日々の教育活動を見直すために ～

下記の(1)～(4)の項目について、「いじめ問題に関する対応マニュアル」のチェックリストにより定期的に日々の教育実践をチェックすることが大切である。

- (1) 教師の言動 (2) 授業・HR活動等 (3) 日常生活 (4) 教師同士・保護者等の連携

2 いじめの早期発見の取組

1) 日常活動をととした早期発見（アンケート調査等の活用）・・・マニュアルP8

2) 相談体制の充実

- (1) 生徒や保護者が安心して相談できる校内態勢
 - ①教育支援委員会（相談室）、保健室（養護教諭）との連携
 - ②相談室の相談受付ポスト ③スクールカウンセラー
- (2) 相談情報の発信
 - ①相談室通信等により下記のことを周知
 - ア 相談窓口の場所 イ スクールカウンセラーの紹介
 - ウ 心身調整等に関する啓発
- (3) 面談、相談日の設定（別途計画提示）
- (4) 相談の実際 ①相談カードの利用 ②相談ルール等の決定
- (5) 報告・連絡・相談の態勢

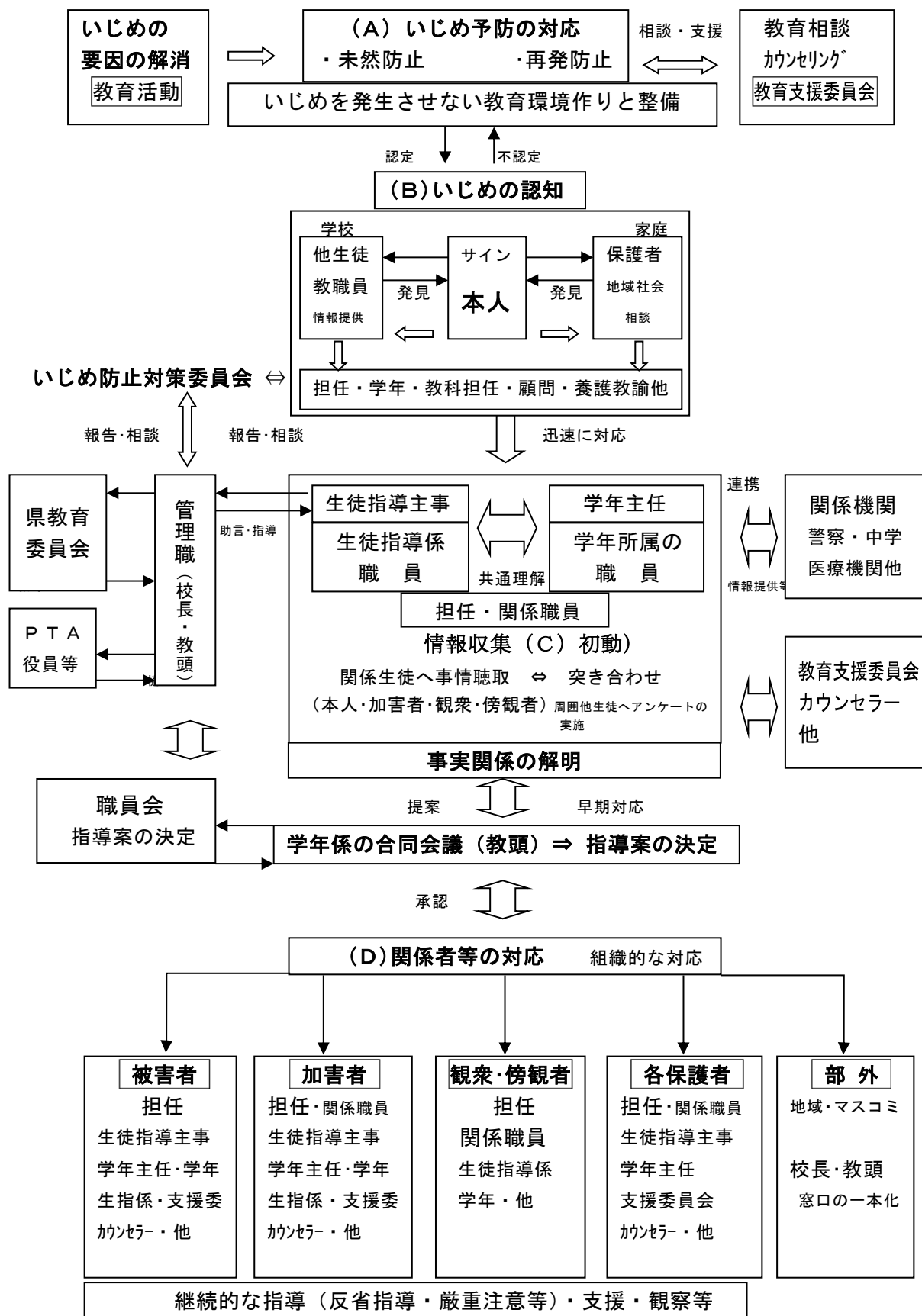
いじめ等に関する何らかの情報を掴んだときはマニュアルに従った組織的対応につなげる（一人で抱え込まない）

3 学校の取組に対する評価

いじめ防止等の取組の計画立案とその評価（ⅠⅡ）1…P4）と家庭や地域への情報発信（ⅠⅡ）2…P4）により行うものとする。

Ⅱ) いじめが起きたときの対応

1 いじめ問題に対する対応（全体図）・・・マニュアルP5



2 支援・指導のポイント

- (1) いじめの発見・通報を受けた時の対応
- (2) 全体像の把握（事実確認）
- (3) いじめられた生徒または保護者への対応
- (4) いじめた生徒への指導と保護者への助言
- (5) いじめが起きた集団への指導

※ 上記（１）～（５）については、**マニュアルP 7～18**に一連の流れとしてまとめた

Ⅲ）ネット上のいじめへの対応・・・マニュアルP19

ネット上のいじめ問題についても、いじめに対する基本的考え方、対応方法は同じであることから、「いじめ問題に関する対応マニュアル」に従った組織的な対応をするものとする。なお、ネット上の特有の性質に関するところへの対応については、マニュアルP19～21を参照して対応すること。

Ⅳ）関係機関と連携した取組

P T A、地域社会等への対応マニュアル・・・マニュアルP17

Ⅴ）重大事態発生時の対応

重大事態発生時には、いじめられた生徒や保護者を徹底して守り通すとともに、その心情に寄り添い、適切かつ真摯に対応するものとする。また、重大事態発生時については、下記の県のまとめの内容に従いながら、その認定を含め対応していくものとする。（～ **関係機関への対応マニュアル**～を参照）

0 《重大事態とは》

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- ※ 「いじめにより」とは、上記の児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることを意味する。

※ 「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。

例えば、「児童生徒が自殺を企図した場合」、「身体に重大な傷害を負った場合」、「金品等に重大な被害を被った場合」、「精神性の疾患を発症した場合」などのケースが想定される。

※ 「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とするが、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、学校又は学校の設置者の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

1 報告

重大事態が発生した場合は速やかに長野県教育委員会に報告する。

2 初期対応

「学校危機管理マニュアル」にしたがって迅速かつ適正に対応する。

- ・ 事案発生直後には、まずその基本的対応について教職員の共通理解を図る。
- ・ 速やかに「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を中核とした「危機対応チーム（危機管理委員会）」を立ち上げる。（いじめ防止対策委員会）
- ・ 関係児童生徒保護者へ迅速に連絡する。

- ・関係機関（消防・警察・教育委員会等）への緊急連絡と支援の要請を行う。

3 事実関係を明確にするための調査

学校は速やかに組織を設け、当該重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するため、事実関係を明確にするための調査を行う。

（１）調査委員会の設置

学校は速やかに県教育委員会に報告し、当該重大事態に応じて、学校または県教育委員会が調査委員会を設置する。

- ・「調査委員会設置要綱」を設け、「目的」「組織」等を規定したうえで設置する。
- ・調査の母体は、「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」として、事態の性質に応じて専門家を加える。
- ・その際、県教育委員会から必要な指導、また人的措置も含めた適切な支援を受けながら進める。

（２）組織の構成

公平性・中立性・客観性を確保するため、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係または特別の利害関係を有しない者（第三者）の参加を場合にに応じて適切に図る。

4 調査の実施

重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情としてどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。その際、すすんで資料提供・調査協力をするなど調査に全面的に協力する。また、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組む。

（１）いじめられた生徒からの聴き取り

いじめられた生徒を守ることを最優先としながら、十分な聴き取りを行うとともに、在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う。

いじめ行為を完全に止め、いじめられた生徒の事情や心情に配慮した上で、状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等をする。

（２）いじめられた生徒からの聴き取りが不可能な場合

生徒の入院や死亡など、いじめられた生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者と今後の調査について協議し、調査に着手する。

調査方法としては、在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う。

5 自殺の背景調査における留意事項

生徒の自殺という事態が起こった場合は、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施する。調査では、亡くなった生徒の尊厳を保持しつつその死に至った経過を検証し再発防止策を構ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行う。

いじめがその要因として疑われる場合の背景調査については、「国の基本方針」の留意事項に十分配慮したうえで、「児童生徒の自殺が起きたときの調査の指針」（平成23年3月児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）、「児童生徒の自殺が発生した場合の背景調査の初期手順について」（県教育委員会）を参考として実施する。

6 調査結果の提供及び報告

（１）いじめを受けた生徒及びその保護者に対する情報提供

いじめを受けた生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する。調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）について、いじめを受けた生徒やその保護者に対して適

時・適切な方法で説明する。

注意：情報提供にあたっての配慮事項

- ・いじめられた生徒及びその保護者と定期的に連絡を取り合い、調査の経過を知らせておく。
- ・他の生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮する。
- ・質問紙調査等により得られた結果については、いじめられた生徒またはその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置をとる。

（２）調査結果の報告

調査結果については、県教育委員会に報告する。

また、いじめを受けた生徒またはその保護者が希望する場合には、いじめを受けた生徒またはその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添える。

７ その他の留意事項

重大事態が発生した場合、関係のあった生徒が深く傷つき、学校全体の生徒や保護者、地域にも不安や動揺が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合もある。そのため、生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する。

Ⅵ) いじめ防止等の取組の年間計画

マニュアル、基本方針に従って別途作成し、全職員に対して周知徹底を図る。

～ 関係機関への対応マニュアル ～

１ 県関係機関、医療機関等への対応・・・マニュアルP17

２ マスコミ等への対応・・・マニュアルP18

３ 事実関係を明確にするための調査

速やかに組織を設け、当該重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するため、事実関係を明確にするために調査を行うものとする。

（１）調査委員会の設置

学校は速やかに県教育委員会に報告し、当該重大事態に応じて、下記のとおり調査委員会を設置するものとする。

- ①「調査委員会設置要綱」を設け、「目的」「組織」等を規定した上で設置する。
- ②いじめ問題に対する対応（全体図）中の情報収集（C）で関わる生徒指導主事、当該学年主任が、関係職員をまとめ、各種対応に当たるものとする。
- ③いじめ対策防止委員会を調査委員会とし、管理職の指導の下、その業務の監督指導を的確に行うものとする。
- ④調査母体は、「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」として、事態の性質に応じて専門家を加える。
- ⑤その際、県教育委員会から必要な指導、また、人的措置も含めた適切な支援を受けながら進める。

（２）組織の構成

公平性・中立性・客観性を確保するため、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）の参加を図る。